

議案第81号

阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例(平成25年阿見町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	

議案第 81 号 説明資料

【主な改正の理由】

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』の改正に伴い、本条例において引用している条に条ずれが生じることから、引用条文の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、改正内容につきましては、条ずれ以外に条例の内容に影響を与えるものではありません。